

指定居宅サービス事業者等 集団指導

全事業者共通
【令和 6 年度介護報酬改定のポイント】

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課

目 次

- ◆令和6年4月1日から
実施が義務化された事項について

- ◆令和6年度介護報酬改定の
主な事項について



令和6年4月1日より実施が義務化された事項について

①高齢者虐待防止の推進

②認知症介護基礎研修の受講の義務付け

③感染症対策の強化

④業務継続に向けた取組の強化（BCP）

高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待防止に係る事業所の義務

①委員会の定期的な開催

・

(従業員への結果の周知)

②指針の策定

未実施の場合、**減算**

③年1回以上の研修

④担当者の設置

⑤措置について運営規程に記載

業務継続計画未策定減算

減算 適用	感染症及び災害に係る業務継続計画を 策定していない場合	
対象 サービス	<ul style="list-style-type: none">○通所介護○通所リハビリテーション○短期入所生活介護○特定施設入居者生活介護○地域密着型サービス（定期巡回除く）	<ul style="list-style-type: none">○訪問系サービス○福祉用具貸与○居宅介護支援○定期巡回・随時対応型 訪問介護看護
減算 期間	令和6年4月 から 解消月まで	令和7年4月 から 解消月まで

書面掲示規制の見直し

令和7年4月1日より義務化。

重要事項説明書について、事業所での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトへ掲載しなければならない。

各事業所において、準備完了次第、速やかにご対応ください。



令和6年度介護報酬改定の主な改定事項

①地域包括ケアシステムの深化・推進

②自立支援・重度化防止に向けた対応

③良質な介護サービスの効率的な提供に向けた
働きやすい職場づくり

④制度の安定性・持続可能性の確保

管理者の兼務について

- ・同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合
- ・当該指定介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握できる場合
- ・職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合

以上、全てを満たした上で

兼務可能

管理業務に支障ありと認められた場合には兼務は認められません。

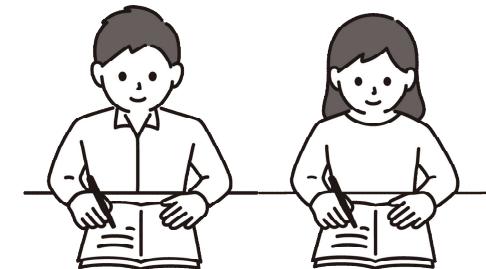


居宅介護支援・訪問介護

【居宅介護支援】特定事業所加算 新設要件

NEW

「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」



【訪問介護】特定事業所加算 新設要件

NEW

- ・利用者の重度化要件 ⇒ 従業員配置要件（旧加算Ⅲ）
- ・訪問介護員への研修計画の作成・研修実施（新加算Ⅳ）
- ・看取り期における対応（新加算Ⅰ・Ⅲ）
- ・中山間地域等へのサービス提供（新加算Ⅴ）

要件は
必ず
確認を！

訪問介護

同一建物減算

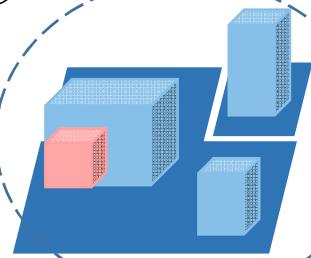


=事業所



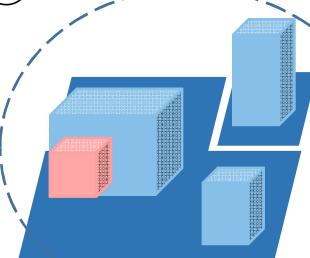
=減算対象となる建物

①



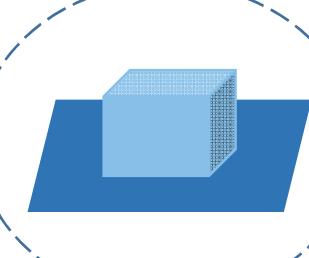
事業所と同一建物等に
居住する利用者

②



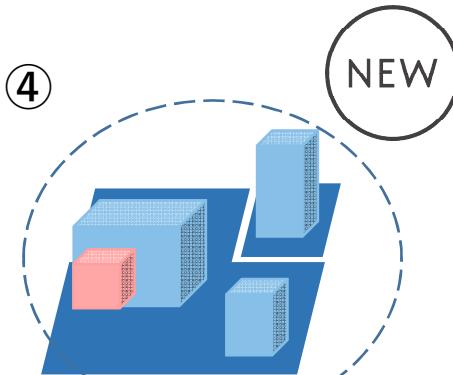
事業所と同一建物等に
居住する利用者50人以上

③



①以外の同一建物に居
住する利用者20人以上

④



事業所と同一建物等に
居住する利用者が全利
用者のうち90%以上



10%減算



15%減算



10%減算



12%減算

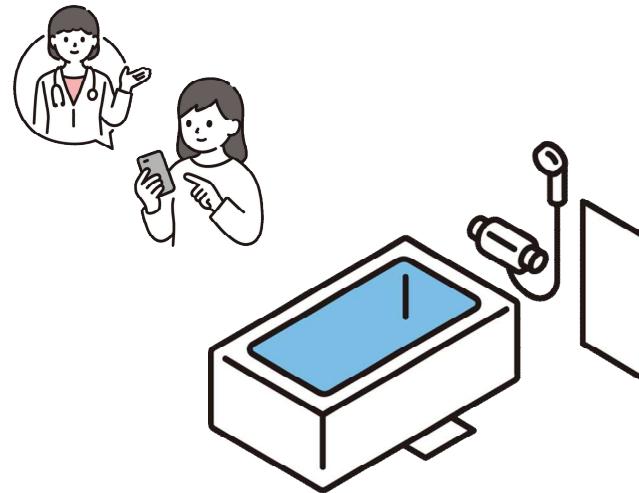
通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

NEW

入浴介助 加算



入浴介助に関する研修等



(入浴介助加算Ⅱのみ)

医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室環境を評価。

ただし、医師等による訪問が困難な場合は、
医師等の指示の下、介護職員が訪問し、情報通信機器を活用して、医師等が評価及び助言を行うことも可。

訪問看護

NEW

訪問看護		②緊急時訪問看護加算 特別管理加算 看護体制強化加算	
①訪問回数	算定○	算定×	
	リハ職≤看護職	減算なし	<u>8単位減算</u>
	看護職<リハ職	<u>8単位減算</u>	<u>8単位減算</u>

NEW

介護予防訪問看護		②緊急時訪問看護加算 特別管理加算 看護体制強化加算	
①訪問回数	算定○	算定×	
	リハ職≤看護職	12月を超えて行う場合 <u>5単位減算</u>	<u>8単位減算</u>
	看護職<リハ職	<u>8単位減算</u>	<u>8単位減算</u>

短期入所生活介護

NEW

短期入所
生活介護

(例:要介護3の場合)	単独型	併設型	単独型 ユニット型	併設型 ユニット型
長期利用の 適正化 (61日以降)	732単位	715単位	815単位	815単位

NEW

介護予防
短期入所
生活介護

連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に
入所している場合

要支援1	(ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護1の100分の75に相当する単位数
要支援2	(ユニット型) 介護福祉施設サービス費の要介護1の100分の93に相当する単位数

特定施設入居者生活介護

NEW

協力医療機関との間で利用者の急変が生じた場合等の対応を確認し、
1年に1回以上届出をすること



箕面市ホームページを
ご確認ください。

The screenshot shows the official website of Minoh City, Osaka Prefecture. The main navigation menu includes links for Home, Disaster Prevention, Environment, Health and Medical Care, Childcare and Education, Business and Community, and City Affairs. A search bar and multilingual options are also present. The page content discusses the submission required for cooperation between medical treatment institutions and specifies that it must be submitted at least once a year. It provides details on the target services and submission documents.

箕面市 > 産業・まちづくり > 介護・障害サービス事業 > 指定居宅サービス事業者等の指定・運営指導等（介護保険法）> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について > 協力医療機関との連携による届出

Ready to move?
箕面に住む?

妊娠から育児、学校のことまで ぜんぶわかる
みのお子育て情報

箕面の情報を「イマだけ、ココだけ、あなただけ」
みのおどっとネット

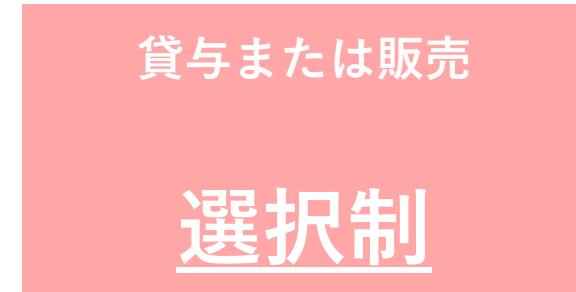
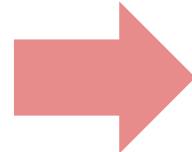
介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

協力医療機関との連携による届出

福祉用具貸与・販売



固定用スロープ	単点杖 (松葉杖を除く)
歩行器 (歩行車を除く)	多点杖



《貸与後》

- 利用開始後少なくとも6ヶ月以内に一度のモニタリングを行い、貸与継続の必要性を検討

《販売後》

- 計画における目標達成状況の確認
- 利用者の要請に応じ、使用状況の確認、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- 商品不具合時の連絡先を提供する



処遇改善加算について

【提出期限・様式等】

- 居宅サービス（池田市・箕面市・豊能町・能勢町共同処理)
⇒箕面市ホームページ
 - 総合事業・地域密着型サービス
⇒各市町へお問い合わせください
-

【計画書等の作成方法・お問い合わせ先】

- 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0222
受付時間：9:00～18:00（土日含む）



- 厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

◇参考資料◇

○厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ・令和6年度介護報酬改定の主な事項について

(令和6年1月22日社会保障審議会介護給付費分科会・「資料1」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001300143.pdf>

- ・令和6年度介護報酬改定における改定事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>

○箕面市ホームページ「令和6年4月1日より実施が義務化された事項について」

<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/r60401gimuka.html>

» » » NEXT

「主な指導（留意）事項・よくある質問」へ